

# 第161回

## 熊本県都市計画審議会議事録

令和5年(2023年)1月20日

## 第161回 熊本県都市計画審議会議事録

### 1 案件 [公開・非公開]

審議

議第1339号 《公開》

山鹿都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の件

議第1340号 《公開》

人吉都市計画道路の変更の件（相良鬼木線外3線）

### 2 審議会の日時及び場所

日時 令和5年（2023年）1月20日（金曜日） 午前10時開会

場所 熊本県庁 行政棟 本館5階 審議会室

### 3 出席した委員及び幹事の氏名

（出席委員）

熊本大学教授

柿本 竜治

くまもと農業女性ネットワーク

菅原 静子

熊本商工会議所女性会

古崎 喜代子

熊本県弁護士会

森 則子

熊本大学教授

副島 顕子

熊本県町村会会長

荒木 泰臣

熊本県議会議員

岩下 栄一

熊本県議会議員

藤川 隆夫

熊本県議会議員

増永 慎一郎

熊本県議会議員

橋口 海平

熊本県議会議員

城下 広作

熊本県議会議員

岩田 智子

熊本県市議会議長会

原 亨

九州地方整備局長

（代理 熊本河川国道事務所 調査第二課長 矢野 慎一）

九州農政局長 （代理 農村振興部農村計画課長 竹元 裕市）

熊本県警察本部長（代理 交通規制課長 堤 信二）

(出席幹事)

土木部道路都市局長	宮島 哲哉
土木部道路都市局都市計画課長	山内 桂王
土木部道路都市局都市計画課審議員	平山 幸司
土木部道路都市局都市計画課課長補佐	村田 要
土木部道路都市局都市計画課課長補佐	内田 寛幸

4 一般の傍聴者 0名

5 議事次第

- (1) 開会
- (2) 主催者あいさつ
- (3) 委員紹介
- (4) 会長選任
- (5) 会長代理及び議事録署名者の指名
- (6) 審議会の公開・非公開について
- (7) 議案
- (8) 閉会

6 議事の経過

(1) 開会

**村田課長補佐**

それではただいまより第161回熊本県都市計画審議会を開会いたします。私は本日の進行をいたします県都市計画課の村田と申します。よろしく願いいたします。

開会にあたりまして、県土木部道路都市局長の宮島から御挨拶申し上げます。

(2) 主催者あいさつ

**宮島道路都市局長**

皆様、おはようございます。事務局を代表して一言御挨拶させていただきます。

本日は大変お忙しい中にご出席いただきまして、ありがとうございます。

前回の都市計画審議会は、今年の6月に開催し、都市計画道路中九州横断道路大津熊本線に関する御審議をいただきました。

この都市計画道路につきましては、7月に都市計画決定を行い、現在、国土交通省により、鋭意、事業が進められているところでございます。

さて、本日の付議事項でございますが、山鹿都市計画区域マスタープランの

改定と、人吉都市計画道路の変更の2件でございます。

まず、山鹿都市計画区域マスタープランにつきましては、平成16年に策定しておりますが、その後、平成31年に県内全ての都市計画区域に共通する都市づくりの方向性を示す「熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針」を改定しております。この基本方針に即して、社会経済状況の変化や都市防災の視点を踏まえて、改定案を策定したものでございます。

また、人吉都市計画道路につきましては、令和2年7月豪雨に伴い人吉市で策定されております復興計画に基づいて、被災市街地復興推進地域の幹線街路を整備するに当たり、交差点形状の改善などを行って、交通の安全、円滑化を図るものでございます。

本日は、限られた時間ではございますが、委員の皆様方には、忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

#### 村田課長補佐

定数の確認をいたします。現在、藤川委員が遅れていますが、現段階で委員18名のうち15名の御出席ですので、「熊本県都市計画審議会条例」の規定に基づきまして、審議会を開催できる定員数に達しておりますことを御報告いたします。

### (3) 委員紹介

#### 村田課長補佐

審議に入ります前に、学識経験を有する委員の任期満了に伴いまして、新たに御就任、また再任いただいておりますので、御紹介をさせていただきます。

お手元の出席者名簿の順に御紹介します。着座のままでお願いします。

熊本大学教授の柿本委員でございます。

同じく熊本大学教授の本間委員につきましては、都合により本日欠席でございます。

くまもと農業女性ネットワークの菅原委員でございます。

熊本商工会議所の古崎委員でございます。

熊本経済同友会の野々口委員につきましては、本日都合により欠席でございます。

熊本県弁護士会の森委員でございます。

熊本大学教授の副島委員でございます。

また、本日代理で出席いただいている委員を御紹介させていただきます。

国土交通省九州地方整備局長藤巻様の代理といたしまして、九州地方整備局熊本河川国道事務所調査第二課長の矢野様でございます。

農林水産省九州農政局長宮崎様の代理といたしまして、九州農政局農村振興部農村計画課長の竹元様でございます。

熊本県警察本部長山口様の代理といたしまして、熊本県警察本部交通規制課長の堤様でございます。

その他の委員の皆様のお紹介につきましては、お手元の出席者名簿と席次表により代えさせていただきます。

#### (4) 会長選任

##### 村田課長補佐

続きまして、今回は学識経験を有する委員の就任後、初めての審議会でございますので、ここで会長の選任を行います。

熊本県都市計画審議会条例第4条の規定によりまして、会長は学識経験を有する委員の中から選挙によって定めることとなっております。

なお、委員の皆様にお異議ない場合には、運営規則の規定によりまして、委員からの御推薦を用いることもできるようになっております。また、もし御異議が無い場合は、事務局から推薦させていただくこともできるようになっております。いかが致しましょうか。

(事務局一任)

事務局一任との声をいただきましたので、事務局から推薦させていただきます。事務局からは、これまで会長を務めていただいております、柿本委員を推薦させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

では、柿本委員に会長をお願いしたいと思います。

柿本委員は、議長席にお移りください。

#### (5) 会長代理及び議事録署名者の指名

##### 柿本会長

改めて、おはようございます。熊本大学の柿本と申します。皆様に御推薦をいただきましたので会長職をお引き受けいたします。皆様、審議についてはスムーズに進むように御協力よろしく申し上げます。

それでは、進めさせていただきます。

議案の審議に入ります前に、熊本県都市計画審議会運営規則に基づき、会長代理の指名をさせていただきたいと思っております。

会長代理は、運営規則第3条の規定により、学識経験を有する委員から、会長が、指名することとなっております。

これまで代理を務めていただいていた本間委員をお願いしたいと思います。

事務局は意向を聞いていますか。

#### 村田課長補佐

本間委員には、御了解いただいております。

#### 柿本会長

それでは、本間委員に会長代理をお願いします。

また、議事録署名者についても規定により、会長が指名することになっておりますので、本日は、森委員、橋口委員にお願いしたいと思います。

森委員、橋口委員よろしいでしょうか。

(了解の声)

では、お願いいたします。

### (6) 審議会の公開・非公開について

#### 柿本会長

続きまして、審議会の公開に関してですが、本日の議案はすべて公開といたします。本日、傍聴及び報道機関の方はいらっしゃいますでしょうか。

#### 村田課長補佐

傍聴の方はいらっしゃいません。報道機関の方が2名いらっしゃっております。

### (7) 議案

審議：議第1339号 山鹿都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の件

#### 柿本会長

それではさっそく審議に入らせていただきます。

議第1339号山鹿都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の件について、御審議いただきたいと思っております。

事務局より議案の説明をお願いします。

#### 平山審議員

都市計画課の平山と申します。よろしくお願ひいたします。着座にて御説明させていただきます。説明につきましては、前方のスクリーンに掲示しております資料に基づきまして説明させていただきますが、見にくい場合にはお手元

にもパワーポイントを両面印刷したものを御用意しておりますので、そちらを御覧いただければと思います。

それでは、議第1339号山鹿都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の件について、御説明いたします。

議題は、都市計画法記載の言葉を引用したのになりますが、カッコ書きの「山鹿都市計画区域マスタープランの改定」は通称となります。

本日はこれを略して「区域マス」という言葉で御説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

本日は、「1.都市計画区域マスタープランとは」、「2.改定の流れ」、「3.審議の観点」、「4.山鹿都市計画区域の現状と課題」、「5.改定のポイント」、「6.住民意見とその対応」の6つについてまとめておりますので、この順番で説明を行って参ります。

2ページをご覧ください。

それではまず、「1.都市計画区域マスタープランとは」について御説明します。

区域マスは、概ね20年先の都市の姿を展望し、土地利用や、概ね10年以内に優先的に整備する公共施設など、都市計画における将来の見通しや目標を定めるものになります。

山鹿都市計画区域では、平成16年に区域マスを策定しており、その後の社会情勢の変化等を踏まえて、今回改正するものです。

3ページをご覧ください。

次に「2.改定の流れ」について御説明します。

この図の灰色で示している関係行政機関との意見調整を行う連絡調整会、学識者や地域の様々な分野の代表から意見を伺う検討委員会、この2つの会により検討を行い、併せて、青色で示している、住民説明会、公聴会、案の縦覧により住民意見を反映しました。このような手続きを経て、案の取りまとめを行い、今回、本審議会にお諮りしています。

4ページをご覧ください。

「3.審議の観点」について、御説明いたします。

区域マスについては、3つの観点から御審議いただきます。

1つ目は、「区域マスとして、必要な事項を定めているか」、2つ目は、「必要な手続きを行っているか」、3つ目は、「区域マスの大きな方向性が妥当か」になります。1つずつご説明いたします。

5ページをご覧ください。

1つ目の審議の観点、「区域マスとして必要な事項を定めているか」について、御説明いたします。

法令上、区域マスには、一「区域区分の決定の有無」及び「当該区域区分を定めるときはその方針」、二「都市計画の目標」、三「土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」について、定める、または定めるよう努めることとなっております。

現行の山鹿区域マスでは、3つの事項を全て定めておりますので、今回の改定におきましても、同様に全て定めております。

6ページをご覧ください。

2つ目の審議の観点、「必要な手続きを行っているか」について、御説明いたします。

フローのうち、赤い星印をつけている手続きが都市計画法に規定された手続きになります。これらについて、適切に実施しております。

なお、より地域の課題に即した詳細な検討を行うため、星印がついていない、関係行政機関との連絡調整会や学識経験者や地域代表者などで内容を審議していただく検討委員会も行っております。

7ページをご覧ください。

3つ目の審議の観点「区域マスの大きな方向性が妥当か」については、これから、「山鹿都市計画区域の現状と課題」「改定のポイント」「住民意見とその対応」を順に御説明いたしますので、それらをもとに、区域マスの大きな方向性が妥当かどうかの御審議をお願いいたします。

8ページをご覧ください。

「山鹿都市計画区域の現状と主な課題」について御説明いたします。

まず、山鹿都市計画区域の基本的な情報ですが、左図の灰色で囲んだ範囲が山鹿市全体図になります。そのうちの赤枠が都市計画区域を示しております。都市計画区域の面積は、山鹿市全体の約8%と小さい割合となっておりますが、人口は約4割の方が居住されています。

また、右図のとおり、赤枠で示している都市計画区域内には、望ましい市街地の形成を誘導するため、黄色枠で示している用途地域を定めております。

今回の区域マスは、赤枠で示す都市計画区域を対象として、都市づくりの大きな方向性を示すものになります。

9ページを御覧ください。

このグラフは、山鹿市の平成27年までの人口推移と令和22年度までの予想を示しています。人口は黄緑色の折れ線グラフのとおり減少傾向であり、将来も減少する見通しとなっております。

また、高齢化率は、ピンク色の折れ線グラフのとおり上昇傾向となっております。したがって、人口が減っても持続可能で、高齢者も生活しやすいまちづくりが必要です。



なお、スライドやお手元の資料の右上に、参考として関係します区域マス改定案のページ番号を記載しております。

改定案は、議案集に綴じこんでおりますので、適宜、御確認をお願いいたします。

10ページをご覧ください。

このグラフは、人口の推移について都市計画区域内と区域外に分けて表示したものです。灰色で示しております都市計画区域外では過去20年間で人口が約19%減少しております。一方で、赤枠で記載しております都市計画区域内は約6%の減少にとどまっております。

しかし、都市計画区域のうち、オレンジ色が用途地域の人口、青色が用途白地地域の人口を示しておりますが、用途白地地域よりも用途地域の人口の方が減少傾向が強くなっております。市街地の活力あるまちづくりが必要となっております。

11ページをご覧ください。

山鹿都市計画区域における洪水浸水想定区域を示したものです。

着色が想定最大洪水時に浸水した場合の浸水する深さを示しており、薄い黄色やオレンジ色が3m未満、ピンク色が3m以上を示しております。

オレンジの線で囲んでいる範囲が用途地域になりますが、用途地域においても、一部浸水する想定になっております。

令和2年7月豪雨では、県南地域を中心に甚大な被害を受けましたが、上に記載しておりますように、自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、総合的な防災・減災対策を推進する必要があります。

12ページをご覧ください。

これまで御説明しました、山鹿都市計画区域の課題等を踏まえ、区域マスの改定のポイントについて説明します。

まず、区域区分、いわゆる線引きの有無についてです。

区域区分とは、計画的な市街地形成を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分け、土地利用など強力にコントロールする都市計画の制度であり、本県では、熊本都市計画区域のみ定めております。

山鹿都市計画区域においては、1つ目ですが、人口は減少傾向となっており、今後も同様に推移することが見込まれており、急激な市街地の拡大は想定されないこと、2つ目として、適正な規制・誘導を図っていくことで良好な市街地形成が可能であることから、現行の区域マスと同様に区域区分を定めないといたします。

13ページを御覧ください。

都市計画の目標と主要な都市計画決定の方針における改定のポイントとしまして、1 エコ・コンパクトな都市づくりの視点の強化、2 都市計画区域内外の連携を強化、3 都市防災の視点を強化、4 都市経営の視点を追加としており、1 つずつご説明いたします。

14 ページをご覧ください。

ポイントの1 つ目、エコ・コンパクトな都市づくりの視点の強化についてです。エコ・コンパクトな都市づくりとは、少子高齢社会を踏まえ、将来にわたって持続可能な都市を構築するために、エコロジー（人と自然の調和・共存）やエコノミー（都市経営）に着目したコンパクトに集約した都市づくりのことにあります。

図面は、改定案の参考附図を示しておりますが、ピンク色で着色している商業業務ゾーンや黄色で表示した住宅ゾーンなどに都市機能を適切に配置することなどを記載しております。改定案では、持続可能な都市づくりを目指す方針を、より明確化しました。

15 ページをご覧ください。

次に、ポイントの2 つ目、都市計画区域内外の連携を強化についてです。

青色破線は、南北方向に延びる国道3号、東西方向の国道325号をはじめ、国道443号、主要地方道玉名山鹿線を示しております。今回、これらの道路を「広域連携軸」として位置付けました。

また、山鹿市は平成17年1月に1市4町による合併がされておりますが、合併後も生活の拠点として旧町の中心部に行政、教育等の機能が残っております。

それら各地域と山鹿市中心部を結ぶ道路をピンク色で示しており、これら道路を「地域連携軸」と位置付けました。

山鹿市の地域活力の低下という課題を踏まえて、今回位置付けた広域連携軸や地域連携軸により、県内外からの交流人口拡大など地域活性化を図っていくことなどを改定案に明記しました。

16 ページをご覧ください。

次に、ポイントの3 つ目、都市防災の視点を強化についてです。

現区域マスにおいても、防災事業などハード面の防災対策は記載していましたが、頻発・激甚化する災害に対応するため、より総合的な防災・減災対策を進める必要があります。

そのため、改定案には、2 つ目にあります防災組織の充実などのソフト面の対応や、熊本地震を教訓とした耐震化、豪雨災害を踏まえた雨水貯留浸透などのハード面の対応など、都市防災機能を強化することを明記しました。

17 ページをご覧ください。

次に、ポイントの4つ目、都市経営の視点を追加についてです。

山鹿市においては、公共施設の老朽化が進むとともに、人口減少傾向であるため財政状況は厳しさを増すことが見込まれます。

道路や下水道といった公共インフラの長寿命化や、計画的な維持管理を行うこと、また、非効率な公共投資により行政コストの増加につながるような無秩序な住宅地の拡大を抑制することにより、効率的な都市経営を図っていくことなどを追加しております。

以上が改定案の主なポイントになります。

18ページをご覧ください。

続きまして、都市計画の手続きにおける、住民意見とその対応について、御説明いたします。

住民説明会は令和3年11月17日に開催し、地域住民の25名の方に出席いただきました。公聴会については、令和4年9月26日を予定し、改定原案の公告縦覧を行いました。公述の申し出はありませんでした。

また、案の公告縦覧は令和4年12月13日から27日まで行いましたが、意見書の提出等はありませんでした。

県の考えとしては、これらの住民意見を反映する手続きを行うとともに、検討委員会や、山鹿市などの関係者協議を適切に行っており、住民意見を反映した改定案を作成していると考えております。

19ページをご覧ください。

それでは再度、審議の観点をご確認ください。

まず、区域マスとして必要な事項を定めているかについては、法令上、必要な事項を全て定めております。

次に、必要な手続きを行っているかについては、法令に基づく手続きのほか、検討委員会による審議など、詳細な検討を実施するとともに、地域住民への説明も実施しております。

最後に、区域マスの大きな方向性が妥当かについては、御説明した改定ポイントのとおり山鹿都市計画区域の課題に対応した内容となっており、また各手続きを経て住民のご意見も反映できていると考えております。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

## 柿本会長

御説明ありがとうございました。それでは、委員の方から、ただいま御説明いただきました、山鹿都市計画区域マスタープランの改定について、何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

## 岩下委員

法令を守り、尚且つ、住民の御意見を賜ってできていますから、異議はございません。申し上げることはございませんが、個人的な希望として、山鹿は熊本の一つの文化的なゾーンというような印象を持っています。八千代座や温泉などの文化的な面がありますので、保全されてまちが発展しますことを心から期待しております。個人的な要望です。

## 柿本会長

はい。ありがとうございます。他に何か御意見ございませんか。

10ページの人口の推移を示されたところで、都市計画区域内の方は人口減がそんなになかったというお話ですけども、ただ、見ていくと用途地域が8%減で、白地地域だと2.4%でそんなに減っていない、その辺の要因って何かわかりますか。

## 平山審議員

開発の動向についてですが、これは2011年から2015年の5年間の山鹿都市計画区域における新築の着工件数の図です。用途白地地域の既存集落や用途地域の縁辺部の新築物件が増えています。一概には言えないかもしれませんが、用途地域の市街化密度が低下する要因は、周辺部への新築開発が進んでいるということが繋がっているのかと考えております。

## 柿本会長

ありがとうございます。

用途地域内での空き地は増えてるけど、周りで新築ができてると。

白地地域の空き地、空き家とかっていうのはどんな感じなんですか。

## 平山審議員

山鹿市全域では、空き家の件数につきましては、やはり増加の傾向はございます。今現在、1000件ほど空き家があります

山鹿市におきましても、空き家バンクなどを設け、その対応について頑張られております。

改定案10ページの計画的な都市的土地利用の実現に関する方針で、用途地域の定められている区域につきましては、都市機能を適切に配置誘導するために、立地適正化計画制度の活用に向けた検討を進めるとしております。

まだ山鹿市におきましては、立地適正化計画は進められておりませんが、今後検討されるに当たりまして、用途地域が定められている区域を念頭に、都市

機能の配置、誘導を検討され、少しでも市街地の密度を維持するような方向に誘導し、逆に白地地域への開発についても、低減させたいというような方針をここに記載してるところです。

#### **柿本会長**

それと関連して、今、17ページの改定のポイントで、都市経営の視点を追加と書かれていますが、その辺が反映されているということですかね。

道路、下水道と住宅の分布等の関係は、連携してきますよね。

立地適正化計画等を今後入れていくような形になるということですかね。

#### **平山審議員**

都市経営の部分は非常に関連しますので、山鹿市におきましても経営の視点を持って、今後、計画づくりの検討を進められると考えております。

#### **柿本会長**

人口減少していくときに、都市計画区域を縮小するっていうのはあり得るんですか。

現行だと、都市計画区域を設定しておく、ある程度人口減少は防げているということですがけれども、将来的20年後はさらに人口が減っていき、その時に都市計画区域を現在のまま維持していくのか、それとも、縮小させていくのか。人口拡大期だと、しみ出しが出ないように、固定されていたと思うんですけども、人口が減っていくときの都市計画は結構難しいと思いますけど、県としてのどのようにお考えか。

#### **平山審議員**

都市計画区域の指定につきましては、総合的に判断が必要と考えております。山鹿市の経緯としましては、旧山鹿市の行政区域を都市計画区域としまして、その後の合併市町村の部分が区域に入っていない状況でございます。山鹿市全体的に、特に、周辺部について人口減少傾向が強いということもあります。

改定案10ページの計画的な都市的土地利用を実現する方針に、コンパクトな都市づくりに向け、今後、新たな事業開発動向あたりを踏まえ、必要に応じまして、都市計画区域の再編等に関する検討は行いたいということとしております。

#### **柿本会長**

ありがとうございました。他に何かございませんかね。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、議第1339号につきましては異議なしとさせていただきます。

審議：議第1340号 人吉都市計画道路の変更の件(相良鬼木線外3線)

#### 柿本会長

続きまして、議第1340号人吉都市計画道路の変更の件について、御審議いただきたいと思っております。事務局より議案の御説明をお願いいたします。

#### 平山審議員

議第1340号人吉都市計画道路の変更の件、相良鬼木線外3線について、御説明いたします。

1ページを御覧ください。

これは、人吉市中心部の位置図になります。図中央を右側から左側に球磨川が流れており、その上の北側に人吉駅や青井阿蘇神社があります。球磨川の南側には人吉市役所があるという位置関係になります。

今回付議します都市計画道路の位置を御説明いたします。

オレンジ色の線が 下林柳瀬線、ピンク色の線が 相良鬼木線、青色の線が 下町宝来線、緑色の線が 人吉駅蓑野線です。

相良鬼木線と下町宝来線については、道路の区分では国道445号になります。

2ページを御覧ください。

今回付議します箇所は、各都市計画道路が交差する3つの交差点です。

なお、この都市計画道路の沿線は、令和2年7月豪雨に伴う、浸水により甚大な被害を受けた場所になります。

3ページを御覧ください。

この写真は、今回変更する相良鬼木線の令和2年7月豪雨直後の状況です。この道路は緊急輸送道路に指定されていますが、道幅が狭く、浸水被害に伴い一部区間で道路が閉塞し、自動車だけでなく自転車・歩行者も通行できない状況となりました。このことから、課題の1つ目として、災害時の避難路確保、2つ目として、緊急輸送道路としての機能強化が浮き彫りになりました。

4ページを御覧ください。

令和2年7月豪雨の水害を受けまして、人吉市では防災機能の強化や賑わいのまちづくりなどにつきまして、住民主体の提案をベースとした復興まちづくり計画を策定されました。

この図は、今回の変更箇所を含む青井地区の将来像とまちづくりのイメージ図になりますが、先ほど、御説明した課題解決に向けた道路の整備方針として、

太い赤矢印の線で示しております相良鬼木線等を、地区の骨格道路として位置づけ、避難路として防災や救急活動等の機能性の向上を図るとともに、賑わいの形成として市民や観光客等の回遊・散策路として拡幅整備することを位置付けております。

5 ページを御覧ください。

次に、都市計画道路の都市計画上の位置づけについて、御説明します。

この図は、人吉都市計画区域マスタープランの将来像を示したものになります。

相良鬼木線外 3 線は、中心市街地から放射状に周辺地域への連続性を高める都市連携軸として位置付けております。

6 ページを御覧ください。

ここからは、今回の道路計画の概要について御説明します。この写真は、変更箇所を含めた青井地区の航空写真になります。オレンジ色の範囲が、県が施行します土地区画整理事業の区域になります。

今回、土地区画整理事業などの面的な整備と併せて、都市計画道路を整備するにあたり、交差点の形状について道路構造の技術的基準に基づく詳細な検討を行いました。交差角や付加車線などの交差点形状を見直しましたので、今回、その幅に変更する内容になります。

赤丸は今回変更します 3 箇所の交差点を示しており、左上から 宝来町交差点、下青井交差点、上青井交差点です。

変更については、交差点ごとに平面図や標準的な断面図を用いて御説明します。

7 ページを御覧ください。

はじめに、下町宝来線と下林柳瀬線が交差する宝来町交差点の変更について御説明します。

8 ページを御覧ください。

交差角についてですが、平面図左側の既決定の交差角 50° を右の図のとおり、直角に近い角度で交差するよう、交差角 75° に変更しております。

また、右の平面図 AA' で示す位置の断面図が下の図になりますが、安全で円滑な交通を確保するために、右折車線を新たに計画しています。

9 ページを御覧ください。

これは変更する区域を示した計画図です。今回、交差点形状の変更に伴い、計画図のピンク色の幅は既決定の区域、赤色の幅が今回追加する区域、黄色の幅が今回廃止する区域を示しております。

10 ページを御覧ください。

次に、下町宝来線と相良鬼木線が交差する下青井交差点の変更について御説

明します。

11ページを御覧ください。

本交差点も、交差点形状を変更しております。交差角は52°から90°に変更しています。また、下町宝来線に右折車線を計画しています。

12ページを御覧ください。

下青井交差点の変更する区域を示しております。今回、赤色の幅の区域を追加します。

13ページを御覧ください。

最後に相良鬼木線と人吉駅蓑野線が交差する上青井交差点の変更について御説明します。

14ページを御覧ください。

本交差点につきましては、既決定の交差角の大きな変更はありません。右折車線については、道路構造の技術的基準に基づく幅を計画しています。

15ページを御覧ください。

上青井交差点の変更する区域を示しております。今回、赤色の幅の区域を追加します。

16ページを御覧ください。

住民説明会及び意見書について御説明いたします。都市計画素案の住民説明会は、昨年11月18日に昼と夜の2回に分けて開催しました。事前に人吉市の広報や案内文を配布し、周知を行っております。

その結果、全体で計83名の参加がありましたが、意見等はありませんでした。

その後、都市計画案の公告・縦覧について、令和4年12月12日から12月26日まで行い、意見書の提出はありませんでした。

説明は、以上となります。御審議の程よろしくお願いいたします。

### 柿本会長

それでは、ただいま御説明がございました人吉都市計画道路の変更の件につきまして、委員の方から何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

### 城下委員

宝来交差点の50°から75°に変わるところは、トレーラーとかの左折は大丈夫ですか。

### 平山審議員



交差の角度につきましては、道路構造の技術的基準に定めがございまして、最低が60°、基本的に75°から90°の範囲で、なるべく直角に近い方が安全な通行が確保できるということはございますが、この道路の場合は、もともと非常に鋭角に交差していたところがございます。90°に近づけようとする、前後の道路が急カーブですりつき、かえって見通しを悪化させるような懸念もございまして、それらを踏まえて検討して75°としております。

トレーラーについても通行に支障はございません。

#### 城下委員

了解です。

#### 柿本会長

他ございませんかね。

9ページの宝来交差点で、灰色で着色されている国道445号の先は、今後都市計画決定されるということですか。

#### 平山審議員

9ページの図面の灰色で示している道路につきましては、現時点で都市計画決定はしておりません。事業としては道路事業として整備するという事で考えております。

#### 柿本会長

他に何かございませんかね。よろしいでしょうか。

それでは、議第1340号につきましては、異議なしとしてよろしいでしょうか。

#### (委員)

はい。

#### 柿本会長

それでは、異議なしとさせていただきます。

#### 柿本会長

以上をもちまして、議案の審議については終了いたしました。

委員の皆様には審議会の円滑な運営に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。それではこれ以降の進行につきましては事務局にお返しいたします。

## ( 8 ) 閉会

### 山内課長

本日は、柿本会長はじめ委員の皆様におかれましては、熱心な御審議をいただきまして、本当にありがとうございました。

今後は、審議会の県知事への通知を受けまして、都市計画決定の手続きを進めて参りたいと考えております。

それでは、これをもちまして、第161回熊本県都市計画審議会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【午前11時00分 閉会】

本書のとおり相違ありませんので、熊本県都市計画審議会運営規則第12条  
第3項の規定によりここに署名します。

令和5年2月3日

議事録署名者

熊本県都市計画審議会委員

林 則子

---

本書のとおり相違ありませんので、熊本県都市計画審議会運営規則第12条  
第3項の規定によりここに署名します。

R5年 2月 2日

議事録署名者

熊本県都市計画審議会委員

橋口海平